

## 事業内容

省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEV、PHEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

- ※BEV : 電気自動車
- PHEV : プラグインハイブリッド車、
- FCV : 燃料電池自動車

## 補助対象物及び補助率

標準車両（ディーゼル車両等）との差額 車種毎に定額

## 補助対象者

民間事業者・団体、地方公共団体等

## 問い合わせ先

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301  
北海道環境局 地域脱炭素創生室 011-299-2460

## <補助対象の例>



EVトラック



EVバン



FCVトラック



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー



EVバス



FCVバス



充電設備※



GX建機



※本事業において、車両及び建機と一体的に導入するものに限る